

高額療養費制度について

- ・70歳以上の方は、カードリーダーでマイナンバーカードを利用して資格情報の取得に同意していただくか、またはオンライン資格確認システムでの限度額適用認定証等の情報の取得に同意していただくと、病院窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

マイナンバーカード、またはオンライン資格確認で区分が確認出来ない場合は「高齢者医療限度額適用認定証標準負担額・減額認定証」、「資格確認書(限度区分の記載あり)」を受付窓口へご提示下さい。ご提示頂いた月からの適用となります。

- ・食事代、診断書料、個室料（差額ベット代）、病衣代等の保険診療外の費用は対象外となります。

■ 自己負担限度額

- ・自己負担額は 1ヶ月（1日～月末迄）ごと
- ・入院と外来は別々
- ・当病院と他病院、院外薬局は別々

【所得区分により自己負担限度額は下記のように分かります】

区分	自己負担限度額（1ヶ月ごと・入院/外来別）	食事代
現役並み 所得者	現役Ⅲ 252,600円＋（医療総額－842,000円）×1% *多数該当 140,100円	1食につき 510円
	現役Ⅱ 167,400円＋（医療総額－558,000円）×1% *多数該当 93,000円	
	現役Ⅰ 80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1% *多数該当 44,400円	
一般	57,600円（*多数該当44,400円）	1食につき510円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ 24,600円	1食につき240円 ※1〔190円〕
	区分Ⅰ 15,000円	1食につき110円

*多数該当：過去12ヶ月以内に既に3回以上高額医療の支給があった場合、4回目から適用されます。

*注：当院では他の病院での高額医療費の支給は回数に含みません。

- ※1 過去12か月で区分Ⅱの減額認定証の交付を受けている期間のうち、入院日数が90日を超えている場合には、申請をして認定を受けると該当になります。
該当する方はご自身で申請後、受付窓口にご提示下さい。ご提示頂いた月からの適用となります。

ご不明な点がございましたら、①番入院窓口までご相談下さい。

令和7年4月 JR札幌病院